

附属明細書

1. 特定資産の明細

「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正内閣府公益認定委員会）に定める附属明細書の記載上の留意事項に従い、財務諸表の注記 3 および 4 に記載しているため、内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正内閣府公益認定委員会）に定める附属明細書の記載上の留意事項に従い、財務諸表の注記 8 に記載しているため、内容の記載を省略する。